

## 京浜港（東京区）沖合海域及び東京湾アクアライン付近海域 における新たな航行方法等について

平成19年5月1日  
第三管区海上保安本部

東京国際空港D滑走路建設工事に係る工事区域の拡大に伴い、京浜港（東京区）沖合海域及び東京湾アクアライン付近海域における船舶交通の安全を確保するため、平成19年8月1日から同海域における船舶の航行方法を次のとおりとする。

### 用語の定義

- ・「制限区域」 平成19年5月1日付京浜港長公示第19 107号により東京西航路南口に接続して設置される船舶交通の制限区域をいう。
- ・「東京湾アクアライン線」 別図の及びの地点を結んだ線をいう。
- ・「東京湾アクアライン東水路」 別図の、、により囲まれた海域をいう。

### 京浜港（東京区）沖合海域

#### 1 「東京沖灯浮標」周辺の航行方法

(1) 次に掲げる船舶（以下「対象船舶」という。）は、制限区域の南東沖1海里の地点に設置される「東京沖灯浮標」を左舷側に見て航過すること（但し、東京国際空港D滑走路建設工事の工事区域に出入域する工事関係船舶を除く。）

ア 東京湾アクアライン東水路を航行後、京浜港（東京区）に入港しようとする船舶

イ 京浜港（東京区）を出港後、東京湾アクアライン線を横切る船舶（但し、東京東航路を出航し、「東京沖灯浮標」の東側海域を同灯浮標から1海里以上離して航過する船舶は除く。）

(2) 対象船舶以外の船舶は、「東京西第一号灯浮標」、「東京西第二号灯浮標」、「東京沖灯浮標」により囲まれた海域を航行するときは、「東京沖灯浮標」を右舷側に見て航過しないこと。

#### 2 錨泊自粛区域

船舶は、「東京沖灯浮標」を中心とする半径1海里以内の海域には錨泊しないこと。

### 東京湾アクアライン付近海域

#### 1 東京湾アクアライン東水路の航行方法

(1) 次に掲げる船舶は、東京湾アクアライン東水路を航行すること。なお、次に掲げる船舶以外の船舶も、できる限り東京湾アクアライン東水路を航

行すること。

ア 中ノ瀬航路を出航後、東京湾アクアライン線を横切って北の方向に航行しようとする総トン数500トン以上の船舶

イ 「中ノ瀬航路第八号灯標」と別図の の地点を結んだ線及び東京湾アクアライン線を順に横切って北の方向に航行しようとする総トン数500トン以上の船舶

ウ ア及びイ以外の東京湾アクアライン線を横切って航行しようとする総トン数1万トン以上の船舶（鶴見航路を航行せずに京浜港川崎区に入出港する船舶を除く。）

- (2) 船舶は、東京湾アクアライン東水路を航行するときは、東京湾東水路中央第一号灯標、同第二号灯標及び同第三号灯標（以下「中央灯標」という。）を左舷側に見て航行すること。
- (3) 東京湾アクアライン東水路をこれに沿って北の方向に航行する船舶は、千葉港方面に向かって航行するときは、できる限り、中央灯標から遠ざかり、また、京浜港（東京区）方面に向かって航行するときは、できる限り、中央灯標に近寄って航行すること。
- (4) 東京湾アクアライン東水路をこれに沿って南の方向に航行する船舶は、千葉港方面から航行するときは、できる限り、中央灯標に近寄って、また、京浜港（東京区）方面から航行するときは、できる限り、中央灯標から遠ざかって航行すること。
- (5) 「東京湾アクアライン海ほたる西方灯標」と海ほたるロープ式緩衝工西端との間の海域（以下「斜路部水路」という。）を航行する船舶は、斜路部水路の海底地形及び水深を的確に把握し航行すること。

## 2 東京湾アクアライン橋梁部海域の航行方法

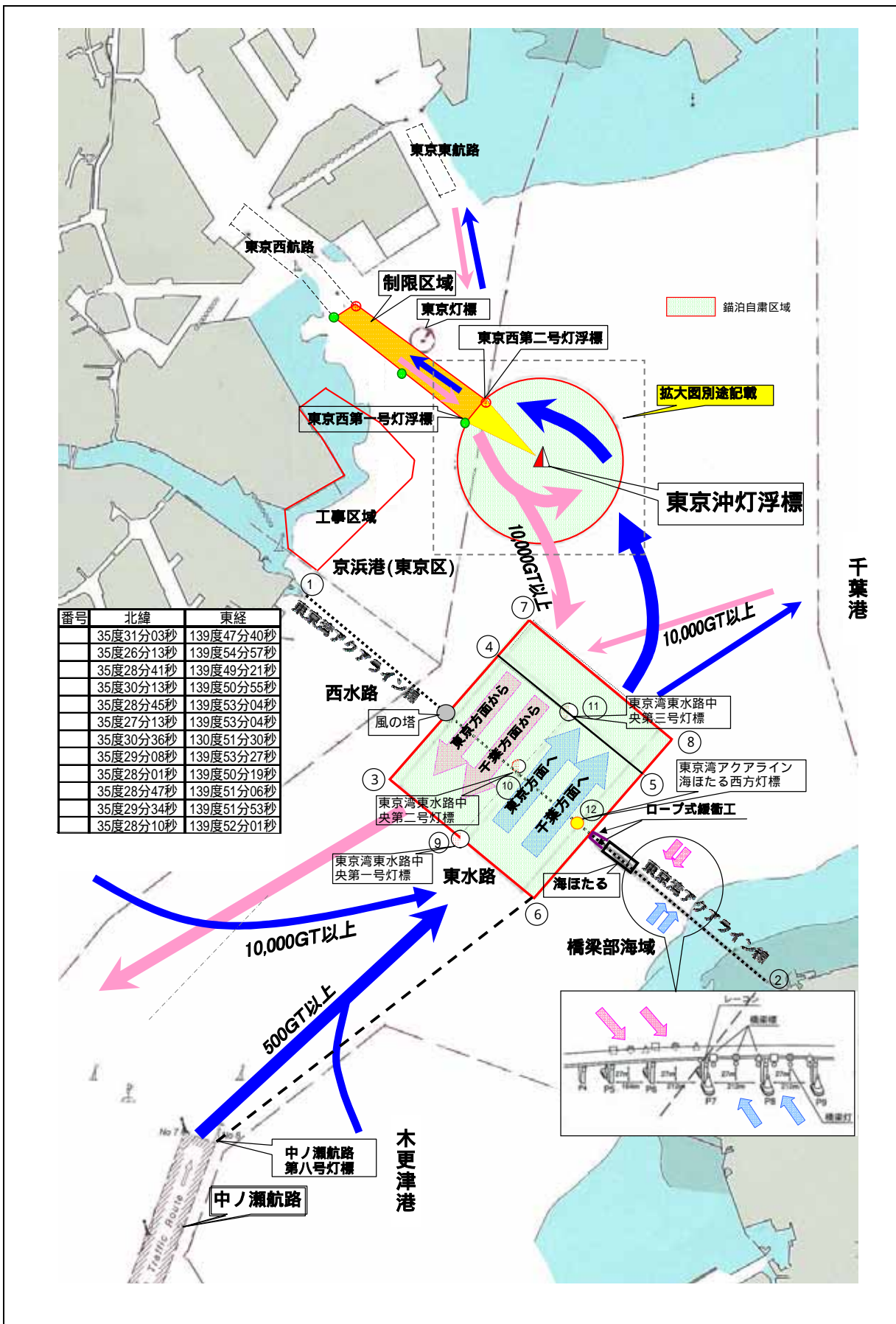
- (1) 南の方向に航行する船舶は、東京湾アクアライン海ほたるから5番目の橋脚（P5）と7番目の橋脚（P7）の間の可航水域を航行すること。
- (2) 北の方向に航行する船舶は、東京湾アクアライン海ほたるから7番目の橋脚（P7）と9番目の橋脚（P9）の間の可航水域を航行すること。

## 3 錨泊自粛区域

船舶は、東京湾アクアライン東水路及びその周辺海域（別図の 、 、 、 により囲まれた海域）には錨泊しないこと。

以上

京浜港（東京区）沖合海域及び東京湾アクアライン付近海域における航行経路図



制限区域と「東京沖灯浮標」との間の海域における航行経路図

